



令和2年度 草の根・人間の安全保障無償資金協力 契約署名式及び小切手供与

2021年3月22日、在パナマ日本国大使館において、草の根・人間の安全保障無償資金協力の契約署名式及び小切手供与が行われました。

同式典において大脇崇在パナマ日本国特命全権大使は、「ダビ及びラ・チョレラ産婦人センター医療機器整備計画」の被供与団体であるパナマ家族計画協会のパウル・コルドバ臨時代表と本プロジェクトの実施にかかる契約署名を行うと共に、大脇大使よりコルドバ臨時代表に対して案件実施のための資金79,984米ドルが手交されました。本案件の実施により、パナマにおける医療環境の改善に繋がることが期待されます。

我が国は、草の根・人間の安全保障無償資金協力のスキームにより、パナマにおいて26年間、合計230件の案件を実施してきました。これらの案件は、いずれも実施団体の弛まぬ努力により優れた成果をあげています。本案件によって必ず所期の成果をあげられるものと考えております。



大脇大使とパウル・コルドバ臨時代表（パナマ家族計画協会）



概要

ダビ及びラ・チョレラ産婦人センター医療機器整備計画

被供与団体：パナマ家族計画協会（APLAF）

供与内容：医療機器（超音波診断装置、婦人科検診台等）の整備

供与額：79,984 米ドル

案件概要：パナマ家族計画協会（APLAF）はパナマ国内で7カ所の産婦人センターを運営しており、多くの低所得者層の人々に利用されています。ダビ産婦人センター及びラ・チョレラ産婦人センターでは、医療機器の老朽化等により、医療サービスの提供に支障が出ている状況にあります。本案件の実施により新たな医療機器が整備されることで、医療環境が改善し、より適切な医療サービスの提供につながることが期待されています。